

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	連載：担い手⑥ 投票立会人の担い手不足とその対応 －持続可能な投票環境の確保に向けて－
著者 / 所属	野内 修太 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	470号
刊行日	2024-11-1
頁	251-261
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20241101.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20241101.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

**連載：担い手⑥**

## 投票立会人の担い手不足とその対応

### — 持続可能な投票環境の確保に向けて —

野内 修太

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 投票立会人の役割と選任方法
3. 投票立会人の担い手不足が招く投票環境の悪化
4. 投票立会人の選任に係る規定をめぐる議論
5. オンラインによる立会いに向けた議論と実施
6. おわりに

#### 1. はじめに<sup>1</sup>

民主主義を維持していくためには、選挙における投票環境の確保は、言うまでもなく重要な課題である。しかし、全国的に選挙期日（いわゆる投票日）における投票所数は減少傾向にあるほか、投票所閉鎖時刻の繰上げも、多く行われるようになっている。多くの市町村の選挙管理委員会において、各投票所に2人以上が必要とされる投票立会人の担い手確保が困難になっていることが、その背景の一つとして挙げられている。

本稿では、まず投票立会人の役割について簡単に説明し、次に投票立会人の不足が一因となっている投票日当日の投票所の減少など、投票環境が悪化している状況を整理する。その上で対応策として、法制面に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）上の投票立会人に係る規定の改正経緯を紹介するとともに、制度運用面では、鳥取県内の各種地方選挙におけるオンラインによる立会いの取組状況を紹介する。これらを通じて、投票立会人をめぐる課題への対応策、ひいては投票環境の維持、向上に向けた議論の一助としたい。

<sup>1</sup> 本稿は令和6年10月16日現在の情報に基づいており、脚注の参照URLも、同日に確認を行った内容に基づく。なお、文中の名称、肩書等は当時のものである。

## 2. 投票立会人の役割と選任方法

### (1) 投票立会人の役割

投票立会人は投票管理者<sup>2</sup>の下において、何人にも干渉されずに、公益代表的な立場から投票事務の一部に参加し、主として投票事務の執行を監視し、選挙の公正を確保する役割を担っている<sup>3</sup>。投票立会人の主な役割は図表1、投票の流れにおける投票立会人の位置付けは、図表2のとおりである。

図表1 投票立会人の主な役割

投票手続全般について立ち会う	投票管理者へ意見を述べる
<ul style="list-style-type: none"> <li>投票所の開閉（法第40条第1項）</li> <li>最初の選挙人が投票する前の投票箱に何も入っていないことの確認（令第34条）</li> <li>選挙人の選挙人名簿との対照（法第44条第2項、令第35条第1項）</li> <li>投票用紙の交付（法第45条、令第35条第1項）</li> <li>投票用紙の投函（法第46条、令第37条）</li> <li>投票箱の閉鎖（法第53条第1項）</li> <li>投票箱の鍵の保管（令第43条）</li> <li>投票録への署名（法第54条）</li> <li>投票箱の開票所への送致（法第55条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙人の本人確認ができない場合の投票の拒否（法第50条第2項）</li> <li>代理投票の拒否（令第41条第1項）</li> <li>代理投票補助者の選任（法第48条第2項）</li> <li>不在者投票の受理（令第63条第1項）</li> </ul>

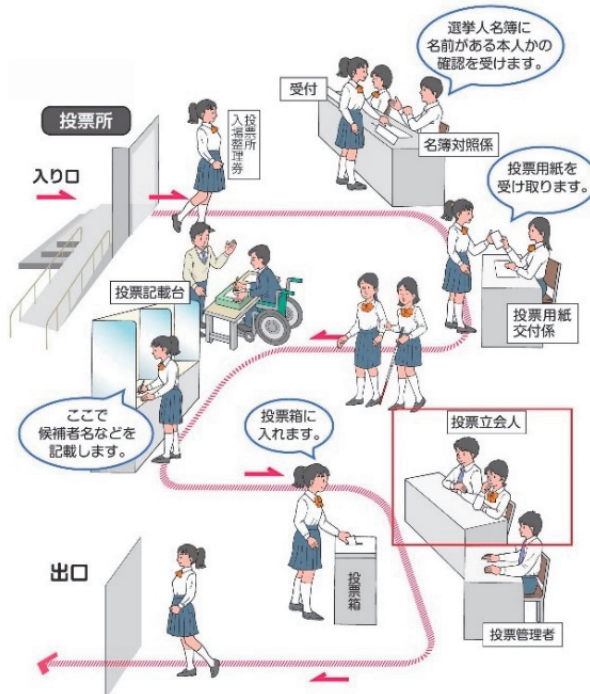
(注) 図表中、「法」は公職選挙法、「令」は公職選挙法施行令を示している。

(出所) 総務省自治行政局選挙部選挙課長「投票所におけるオンラインによる立会いについて（通知）」（令和6年4月26日）等より作成

公職選挙法第38条第1項において、「市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任」しなければならないこととされている。また、期日前投票所においては、2人の投票立会人を選任することとされている（同法第48条の2第5項による読替え）。

投票立会人は「正当な理由がなければ、その職を辞することができない」（同法第38条第5項）とされているほか、同法第238条では、「立会人が正当な理由がなくてこの法律に規定する義務を欠くときは、20万円以下の罰金に処する」と、投票立会人の業務執行が罰則で担保されている。また、

図表2 投票所における投票立会人



(出所) 総務省ウェブサイトの画像を一部加工

<sup>2</sup> 投票管理者は選挙ごとに置かれ、その選挙の投票に関する事務を行う。具体的には、投票用紙の交付、代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持等を行う。

<sup>3</sup> 第211回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第2号17～18頁（令5.2.21）

投票立会人の数がその最小限に達しない場合は、生理上の必要や食事のため一時離席する場合を除き、選挙執行の要件を欠いたもので、選挙無効の原因となるものと解される<sup>4</sup>。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2により、普通地方公共団体は投票立会人に対し報酬を支払うこととされている。その具体的な額は各地方公共団体の条例で定められるが、国会議員の選挙等については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基準が定められている。

現行制度上、投票立会人が不在の投票は例外的な位置付けとなっており、一定の重度障害者等を対象とした郵便等投票や、在外選挙における郵便等投票など、投票所等で投票することが困難で、投票機会の確保のためやむを得ない場合に限り認められている<sup>5</sup>。この観点から、国会等において議論が行われているインターネット投票に関しても、松本総務大臣は「選挙人の自由意思によって投票できる環境を確保するため、投票管理者や立会人の下で行うことが原則の投票を、特段の要件なく、これらの者が不在の中で認めることの是非などの課題がある」との見解を示している<sup>6</sup>。

## （2）投票立会人の選任方法

投票立会人の選任につき、公職選挙法第38条第1項では「市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない」とされている。投票立会人の選任に係る制限規定として、当該選挙の公職の候補者を選任できない（同条第3項）ほか、1投票区において、同一の政党その他の政治団体に属する者を2人以上、投票立会人に選任できない（同条第4項）こととされている。

具体的な投票立会人の選任方法は、各選挙管理委員会によって様々である。例えば、地域の町内会等の地縁団体を通じて選任する例、地元の民生委員に依頼する例が多いが、主権者教育の一環<sup>7</sup>として、主に若年層の有権者を対象に公募を行う例や、各地域の明るい選挙推進協議会<sup>8</sup>の委員に依頼する例もみられる。

選挙ガバナンス研究会<sup>9</sup>が平成24年に実施した「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」によれば、投票立会人の選定方法について、「地元の民生委員などをお願いしている」が35.4%、「地元の町内会に人選を任せている」が34.7%、「公募している」が6.1%、「その他」が23.8%となっている。この指定都市、行政区（指定都市の区）、市区（市と特別区）、

<sup>4</sup> 仙台高判昭36.10.31行集12巻10号1986頁

<sup>5</sup> 第211回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第2号18頁（令5.2.21）

<sup>6</sup> 第213回国会参議院本会議録第7号7頁（令6.3.13）

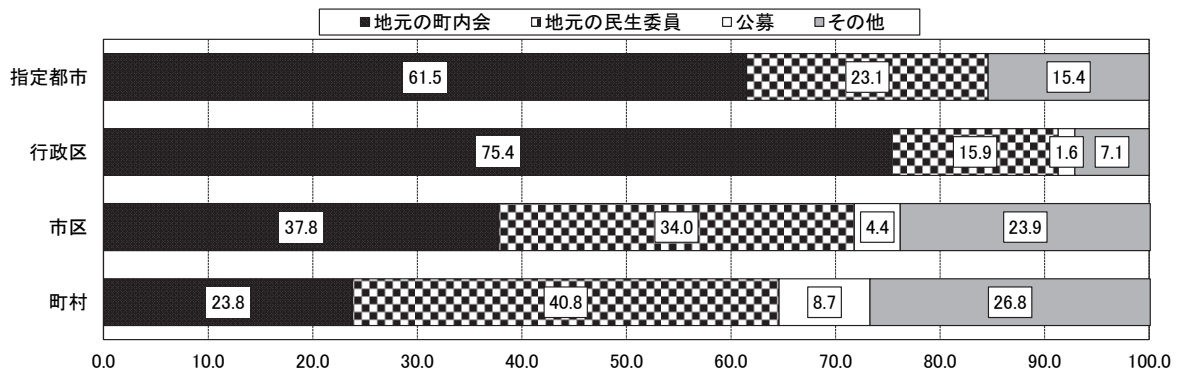
<sup>7</sup> 総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書（平成23年12月）では、「若者に投票立会人や投・開票事務あるいは啓発事業等への参加を促すことは、参加・体験することで政治・選挙への意識の向上を図るという主権者教育に繋がるだけでなく、投票所の雰囲気を親しみやすいものにすることも期待できる」とされている。

<sup>8</sup> 不正のないきれいな選挙の実現と、有権者の積極的な投票参加を目指して活動している民間団体で、全国の都道府県・市区町村に設置されている。

<sup>9</sup> 文部科学省の科学研究費補助金を得て、選挙管理の在り方を国際比較の観点から研究するために組織されている研究会である（代表者：大西裕神戸大学教授）。

町村の別は、図表3のとおりである<sup>10</sup>。

図表3 地方公共団体類型別の投票立会人の選定方法（単位：％）



（出所）選挙ガバナンス研究会「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告（二）『選挙時報』第63巻第11号（平26.11）30頁より作成

### 3. 投票立会人の担い手不足が招く投票環境の悪化

公職選挙法第44条では、「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」と規定されており、投票当日投票所投票主義が採られている。期日前投票制度（同法第48条の2）が平成15年12月より施行され、現在では広く活用されている<sup>11</sup>ものの、選挙運動期間を通じて有権者が各候補者の主張を熟慮の上、投票を行うためには、投票日当日に投票所が多く設置され、投票が長時間可能なことが望ましい。

しかし、全国的に投票所数は減少傾向にあるほか、投票所閉鎖時刻の繰上げも多くの投票所で行われる傾向が続いている。この背景の一つには、地域の人口減少による有権者数の減少や、期日前投票の利用者増加などにより、投票日当日に投票所に行く有権者の減少が考えられる。一方で、後に述べるように投票立会人の担い手不足が多くの地方公共団体等から指摘されており、仮に投票所を維持、増設しようとしても、人員面から困難に直面しているのが現状と言える。

以下、投票日当日の投票所数や投票所閉鎖時刻の繰上げ等の状況について、3年ごとに執行される参議院議員通常選挙に係るデータを基に整理する<sup>12</sup>。

#### （1）投票日当日の投票所の減少

公職選挙法第17条第1項において、投票区は市町村の区域によることとされている。一方、同条第2項では、「市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる」とされており、実際はほとんどの市町村で複数の投票区が設けられている。1投票区に、一つの投票所が設けられており、投票所ご

<sup>10</sup> 選挙ガバナンス研究会「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告（二）『選挙時報』第63巻第11号（平26.11）28～30頁

<sup>11</sup> 令和4年参議院議員通常選挙（選挙区選挙）の投票者数のうち、期日前投票者数の割合は35.9%である。

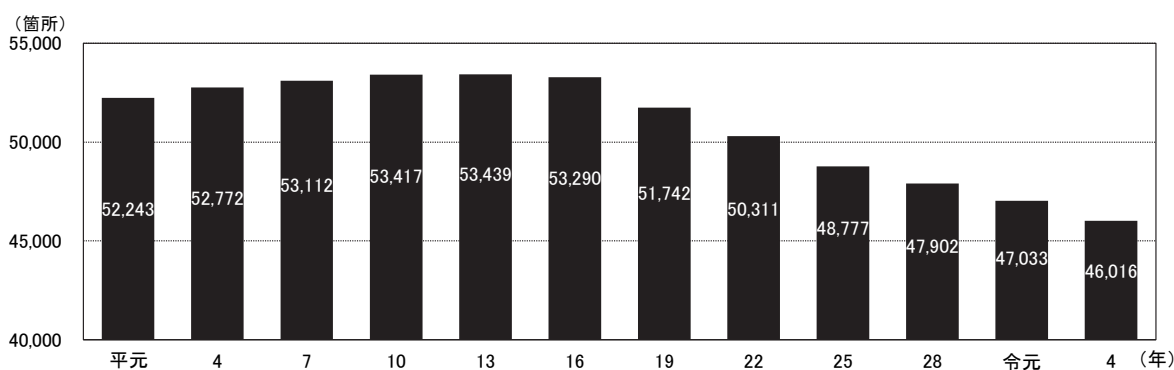
<sup>12</sup> 本稿では便宜的に、3年ごとに執行される参議院議員通常選挙を例として投票日当日の投票所数、投票所閉鎖時刻の繰上げ及び投票立会人の交代制の採用状況について論じているが、衆議院議員総選挙でも同様の時系列的な傾向がみられる。

とに2人から5人の投票立会人を選任する必要がある。

平成の半ば以降、市町村合併等を契機とした投票区の見直しが多く行われているが、近年は投票立会人の確保が困難であることを理由の一つ<sup>13</sup>として、投票区の再編を行い、投票所を減少させる地方公共団体も多くみられる。

参議院議員通常選挙における全国の投票日当日の投票所数の推移は、図表4のとおりである。最も多く投票所が設置されていた平成13年参議院議員通常選挙と比較して、令和4年には投票所数が13.9%減少している。

図表4 参議院議員通常選挙における投票日当日の投票所数の推移



(出所) 総務省選挙部「よくわかる投票率」(令和6年3月)より作成

## (2) 投票時間の延長と投票所閉鎖時刻の繰上げ

公職選挙法第40条において、投票所は午前7時に開き、午後8時に閉じることが原則とされている。ただし、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内で繰り上げること等が可能とされている。

この現行の投票時間に係る規定は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成9年法律第127号)により定められ、投票所閉鎖時刻が改正前の午後6時から午後8時に改められた<sup>14</sup>。本改正案の審議時点で既に、自治省は「投票時間が延長されると、投票立会人の拘束時間も長くなり、投票立会人の確保がますます困難になることも予想される」旨の認識を示していた<sup>15</sup>。

令和4年参議院議員通常選挙において、投票所閉鎖時刻の繰上げは、46,016か所の全投票所のうち、17,257か所の投票所で行われており、37.5%を占めている。金子総務大臣は、「投票所の閉鎖時刻をむやみに繰り上げることは決して好ましいことではない。地域の実

<sup>13</sup> 投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会(鳥取県)「投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会報告書」(令和5年12月)<[https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1343766/231226\\_hontai1.pdf](https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1343766/231226_hontai1.pdf)>の24頁によれば、投票所の統合理由として、投票立会人の確保困難のほか、有権者数の減少、事務従事者の確保困難、経費削減、施設のバリアフリー上の問題も挙げられている。

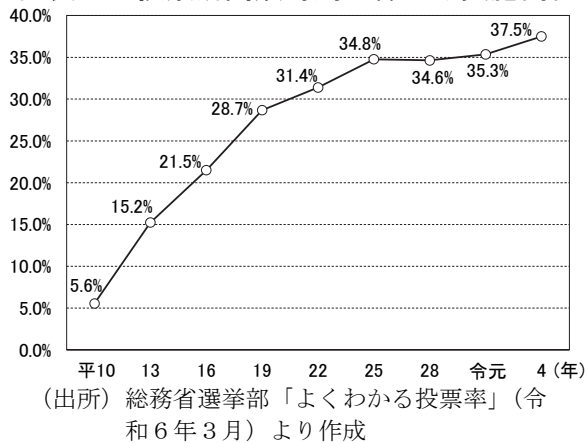
<sup>14</sup> 本改正は、平成9年1月に設置された「投票環境の向上方策に関する調査研究会」の「中間取りまとめ」(同年6月)の内容が基礎となっている。

<sup>15</sup> 第141回国会参議院選挙制度に関する特別委員会会議録第4号5頁(平9.11.26)

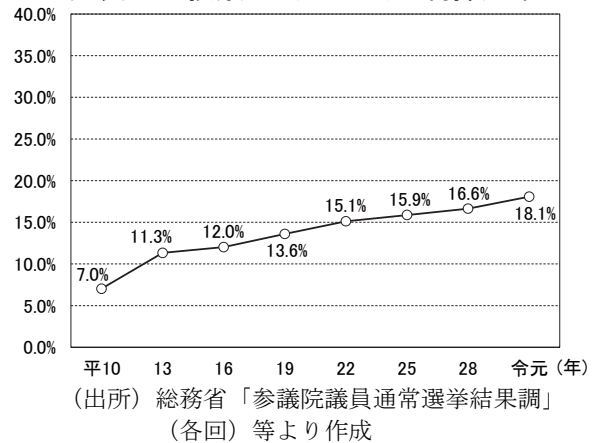
情により繰り上げる場合には、必要に応じて選挙人に対し十分な説明を行うことが重要」である旨を述べている<sup>16</sup>が、近年においても投票所閉鎖時刻の繰上げを行う投票所の割合は上昇傾向にある（図表5）。

なお、参議院議員通常選挙では平成10年以降、投票時間の延長に伴い、長時間の投票立会いに配慮し、投票立会人の交代が可能となった<sup>17</sup>。交代制を採用する投票所は徐々に増えているが、令和元年参議院議員通常選挙でも、交代制を採用した投票所は8,504か所で、全投票所の18.1%にとどまっている（図表6）。

図表5 投票所閉鎖時刻の繰上げ実施割合



図表6 投票立会人の交代制採用率



#### 4. 投票立会人の選任に係る規定をめぐる議論

公職選挙法制定時（昭和25年）において、投票立会人の要件は「各投票区における選挙人名簿に登録された者」とされており、人数は3人以上5人以下とされていた。その後、投票立会人の選任の困難さ等に鑑み、以下のように公職選挙法が改正されてきており、現在も人数に係る議論が続いている。

##### (1) 投票立会人の配置要件緩和：最低3人から2人へ（平成9年改正）

かつての公職選挙法に定められていた、3人以上5人以下の投票立会人を選任することについては、従前より困難であるとの認識が政府から示されていた<sup>18</sup>。また、平成7年参議院議員通常選挙における1投票所の平均投票立会人数は3.2人となっていたことから、大半の投票所で、投票立会人数は法定最低人数の3人となっていたことが推察される。

この点、公職選挙法の一部を改正する法律（平成9年法律第127号）において、選挙に係る事務の簡素合理化の一つとして、投票立会人の最低人数が3人から2人に改められた。この趣旨について自治省は、投票立会人の確保が困難であることに加え、「投票立会人は、投票事務の執行を監視する、不正を監視するという役割と、地縁社会の中でのフェース・

<sup>16</sup> 第208回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第4号8頁（令4.3.17）

<sup>17</sup> 公職選挙法の一部を改正する法律（平成9年法律第127号）に伴う公職選挙法施行規則の改正による。

<sup>18</sup> 第140回国会衆議院地方行政委員会議録第5号11頁（平9.2.27）

ツーン・フェースによる本人確認の機能を持っているが、都市化の進展等に伴い、後者の機能は投票立会人の役割として低下している」旨を述べている<sup>19</sup>。

## （２）投票立会人の選任要件緩和：投票区の要件廃止（令和元年改正）

先述のとおり、かつての投票立会人の要件は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」とされていた。

この点、平成30年の地方分権改革に係る提案募集<sup>20</sup>において、広島市や兵庫県など複数の地方公共団体より、選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「選挙権を有する者」等に緩和を求める提案があった。この具体的な支障事例としては、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより、投票立会人を選任することが困難な実態があること等が挙げられていた。

その後、提案団体と総務省の議論を経て、当該要望への対応を含む「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）では、「投票立会人の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との方針が示された。

当該閣議決定を踏まえ、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）により、投票立会人の選任要件は「各投票区における選挙人名簿に登録された者」から、「選挙権を有する者」とされた<sup>21</sup>。

本改正により、「より多くの人材から適任者を効率的に確保できるようになり、円滑な投票所の設置及び運営が可能となるとともに、市町村の選挙管理委員会の選挙準備に係る事務負担も軽減された」とする評価がある<sup>22</sup>。一方、「現実には投票区外から投票立会人を確保するのは容易ではない」といった指摘もみられる<sup>23</sup>。

## （３）更なる投票立会人の配置要件緩和に向けた議論（令和6年地方分権改革提案）

令和6年の地方分権改革に係る提案募集においても、投票立会人の配置要件の見直しに関し、鳥取県を始め複数の団体から提案があった。

公職選挙法第38条第1項により、投票立会人を2人以上選任することが義務付けられているが、投票立会人の人数に係る要件を緩和し、「1人以上の投票立会人を選任し」と規定を改める（期日前投票所においては、2人から1人にする）などの見直しを求める旨の提案があった。

具体的な支障事例として、「中山間地域等においては、最低人数である2人の投票立会人

<sup>19</sup> 第141回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第5号7頁（平9.12.11）

<sup>20</sup> 個々の地方公共団体等から事務・権限の移譲や規制緩和に関する提案を広く募集し、提案の実現に向けて検討を行う地方分権改革の手法であり、地方分権改革推進本部の下で、平成26年より取組が続いている。

<sup>21</sup> 本改正では、投票管理者についても同様の改正が行われた。

<sup>22</sup> 内閣府ウェブサイト「[解決事例09] 選挙における投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和により、円滑な選挙管理事務の執行に寄与」〈<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/jirei/2022/kaiketsu09.html>〉

<sup>23</sup> 前掲脚注13、29頁



の確保さえ困難となっており、地域によっては投票所を廃止せざるを得なくなる状況が生まれている」ことが挙げられている。提案団体としては、「投票立会人がいないから投票所を閉鎖せざるを得なくなるというのは本末転倒であり、早急に対応策を打たなければ、更なる投票所の統廃合が進み、選挙人の投票環境が悪化すること等により、投票率の更なる低下、選挙人の政治参加意識の低下を招くおそれがある」としている。

この提案を受けた総務省からの回答や、その後の提案団体と総務省のやりとりは、図表7のとおりである。

図表7 投票立会人の配置要件をめぐる提案団体と総務省のやりとり（一部抜粋）

【総務省からの第1次回答】投票立会人は、投票管理者の下、独立した立場で投票事務の執行を監視することにより、選挙人の自由な意思によって投票できる環境を確保する重要な役割を担っている。投票の公正を確保するための監視機能を果たすためには、投票立会人が投票管理者の言いなりになったりすることがないように、少なくとも2人以上の投票立会人を置く必要があると考えている。

【第1次回答を踏まえた提案団体からの見解】現在の投票事務の管理・執行の状況、社会情勢に鑑み、不正が行われたり、選挙人の自由な意思による投票が妨げられたりするといった事象が発生する可能性は非常に低く、選挙の公正を確保するのに1人の投票立会人で不足するとは考え難い。投票管理者の言いなりにならないかのご指摘であるが、公益的な立場、第三者として監視に当たる投票立会人が1人配置され、また、複数名からなる事務従事者が公正・公明な事務執行を行うことで、投票管理者の独断等を抑制する上では十分と考える。

【総務省からの第2次回答】…投票立会人が1人配置され、また、複数名からなる事務従事者が公正・公明な事務執行を行うことで、投票管理者の独断等を抑制する上では十分との御指摘であるが、事務従事者は投票管理者の下で事務に従事するものであり、市町村の選挙管理委員会により選任される投票立会人と性格が異なるものである。

(出所) 内閣府「令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項個票」より、投票立会人の配置要件に係る部分を一部抜粋

地方分権改革に係る提案募集の例年の流れであれば、今後更なる議論、調整が行われ、令和6年末に「地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定が見込まれる。また、同方針のうち法改正が必要な見直しについては、翌令和7年以降の地方分権一括法案等に盛り込まれることが想定されるが、今後の議論や法改正に向けた動きが注視される。

## 5. オンラインによる立会いに向けた議論と実施

### (1) オンラインによる立会いに係る総務省の考え方

投票立会人の在り方をめぐっては、先に述べた法制面での見直しだけでなく、現行法の運用面において、オンラインによる立会いの実現に向けた動きがみられる。

鳥取県は、投票環境の向上を含む、県民の政治参加を促進するため、令和5年12月に「投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会報告書」を取りまとめた。この中で投票立会人に関しては、先に述べた配置要件の見直しに加えて、運用面の改善として、「デジタル技術を活用し、カメラ越しでの立会いの試行導入なども行いながら検討を進めていくこ

とで、投票立会人を柔軟に確保し、投票所を閉鎖することなく維持していけるようにすべきである」と、オンラインによる立会いに係る提言がされた<sup>24</sup>。平井鳥取県知事は、「障がいがあつてずっと部屋にいななければならない方も投票立会人になれる」「政治に興味のある若者で、オンラインでなら参加してみようという人もいるだろう」といった旨の認識を示しており、投票立会人の担い手の裾野が広がる可能性を示唆している<sup>25</sup>。

オンラインによる立会いに関し、松本総務大臣は当初、「投票管理者が適正に投票手続を執行するよう監視し、公正な投票環境を担保するという役割をカメラ越しの立会いでどこまで果たし得るのか検討する必要がある」との認識を示していた<sup>26</sup>が、その後、総務省は図表8のとおり、鳥取県選挙管理委員会に対し通知を发出した。

図表8 投票所におけるオンラインによる立会いについて（通知）（一部抜粋）

- ・少なくとも1人は投票立会人が投票所内に所在し、現に立ち会うことが必要であること。
- ・オンラインによる投票立会人は、投票管理者、投票事務従事者及び他の投票立会人、選挙人を含む投票所全体の様子を把握できるようにすること。
- ・オンラインによる投票立会人は、選挙管理委員会が確保した何人にも干渉されるおそれのない場所（市町村の庁舎内会議室など）に所在し、その場所において何人にも干渉されることなく投票所を開いてから投票箱を閉鎖するまでの投票手続に立ち会うこと。
- ・オンラインによる投票立会人が、何人にも干渉されずに職務を遂行している状況を確認できるようにすること。
- ・投票管理者とオンラインによる投票立会人との間で円滑に双方向の意思疎通ができるようにしておくこと。
- ・投票立会人の全てが行うこととなっている投票録への署名について、適切に実施できるようにすること。
- ・投票箱の鍵の保管及び投票箱の開票所への送致については、投票所内に所在している投票立会人が、投票管理者とともに速やかに行うこと。
- ・通信遮断等が生じた場合に法定の投票立会人の人数を欠くことにならないよう、速やかに別の投票立会人を選任できるようにしておくこと。

（出所）総務省自治行政局選挙部選挙課長「投票所におけるオンラインによる立会いについて（通知）」（令和6年4月26日）より作成

## （2）オンラインによる立会いの実施

図表8の通知も踏まえ、鳥取県内の各種選挙において、オンラインによる立会いが以下のとおり進められている。

### ア 智頭町長選挙及び同町議会議員補欠選挙（無投票）

智頭町長選挙及び同町議会議員補欠選挙において、コネクテッドカー<sup>27</sup>を利用した移動期日前投票所と、投票日当日の投票所のうち1か所で、初めてのオンラインによる立

<sup>24</sup> 前掲脚注13、29頁

<sup>25</sup> 鳥取県「知事定例記者会見（2024年2月1日）」〈<http://www.pref.tottori.lg.jp/315998.htm#6>〉

<sup>26</sup> 第213回国会衆議院総務委員会議録第13号11頁（令6.4.9）

<sup>27</sup> ICT端末としての機能を有し、役場の住民情報へアクセスすることで、他の期日前投票所とリアルタイムで選挙人名簿の共有が可能となっている。

会が行われることとなった。選挙の実施を前提に、移動期日前投票所でのオンラインによる立会いについて、「投票所の開所、投票箱に何も入っていないことの確認（空虚確認）、投票、投票所・投票箱閉鎖、投票録の作成」の一連の流れについてリハーサルが実施された。その結果、通信遮断時のトラブル対応も含め、オンラインによる投票立会人が、通常の投票立会人と同様に、適正にその役割及び職務を行えることを確認した<sup>28</sup>。

同選挙は令和6年6月9日の執行が予定されていたが、候補者の数が選挙すべき定数を超えなかったため無投票となり、結果的に実際のオンラインによる立会いは行われなかった。

## イ 江府町長選挙

江府町長選挙（令和6年7月21日）の期日前投票期間のうち、1日間（同月19日）において、期日前投票所から約2km離れた江府町役場から、初めてオンラインによる立会いが実際に行われた。

この際、オンラインによる立会いに使用したパソコンの電源が落ち、約20分間の通信途絶が発生した。この際は、臨時の投票立会人を選任し、オンラインでない一般的な投票立会いの形で対応することで、有権者の投票に支障は発生しなかったとされる。ただ、オンラインによる立会いが継続的になされることを目標として、更なるマニュアルの整備を図り、危機管理体制等を確立する必要性について、平井鳥取県知事から認識が示された<sup>29</sup>。

また、投票した者からは「いつも通りの投票で何の支障もなく、これで投票立会人の負担軽減ができるのであれば、進めてもらったらよい」との声や、オンラインによる立会人からは「画面越しであっても、臨場感のある投票所の感覚を感じながら音声と視覚によって確認できる環境ができていたので、普及に値する」との声があったとされる<sup>30</sup>。

## ウ オンラインによる立会いに係るマニュアルの作成

鳥取県は、これまでのオンラインによる立会いの取組を踏まえ、令和6年9月に「投票所・期日前投票所におけるオンライン投票立会マニュアル」を策定した。

本マニュアルには、投票所の設備例や、オンラインによる立会人の心構え、業務内容等が記載されているほか、円滑かつ安全なシステム環境整備と運用については、技術チームの組成の在り方や、プロジェクトの推進に当たっての留意点が記載されている。

今後については、県内外の市町村がオンラインによる立会いを検討、実施するための一助としてもらいつつ、更なる運用改善やマニュアルの継続的な改善、改定により、より多くの有権者に投票立会人の担い手になってもらうなど、政治参加を促していくこととされている。

## エ 南部町（第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査）

南部町長選挙及び南部町議会議員選挙（令和6年10月13日執行予定）の期日前投票に

<sup>28</sup> 鳥取県地域社会振興部「地域県土警察常任委員会資料」（令和6年5月21日）〈[https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1358297/51chiiki\\_houkoku20240521.pdf](https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1358297/51chiiki_houkoku20240521.pdf)〉

<sup>29</sup> 鳥取県「知事定例記者会見（2024年7月25日）」〈<https://www.pref.tottori.lg.jp/318716.htm#5>〉

<sup>30</sup> 前掲脚注29

において、移動期日前投票所と組み合わせた形でオンラインによる立会いが実施される予定となっていた。しかし、両選挙はともに無投票となり、オンラインによる立会いは実施されなかった。

その後、同町では第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査（令和6年10月27日執行予定）の期日前投票（同月16日）において、国政選挙では初となるオンラインによる立会いが実施されることとなった。コネクテッドカーによる移動期日前投票所から約12km離れた南部町役場（法勝寺庁舎）において、オンラインによる立会いが実施された。

### （3）オンラインによる立会いの法的な担保の在り方

現行の公職選挙法では、オンラインによる立会いに関する規定が存在しない。先述の令和6年の地方分権改革に係る提案募集において、投票立会人の配置要件の緩和だけでなく、「デジタル技術を活用したオンラインでの立会いができることを法令上明記すること」に関しても提案があった。

この点をめぐり、全国知事会からも「デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める」との意見が提出されている。

これに対し、総務省は鳥取県におけるオンラインによる立会いについての取組結果を踏まえた検討が必要との見解を示している。オンラインによる立会いの取組状況とともに、オンラインによる立会いの法的な担保の在り方についても、今後の議論が注視される。

## 6. おわりに

本稿では、投票立会人の役割や選任方法を整理した上で、投票立会人の担い手確保の困難さが一因で、投票日当日の投票所数の減少や、投票所閉鎖時刻の繰上げといった投票環境の悪化が進んでいる現状を示した。また、その状況への対応として、法制面では投票立会人の選任に係る公職選挙法の規定の見直し、運用面ではオンラインによる立会いの取組を紹介してきた。

投票立会人の職務は、学校の体育館など必ずしも冷暖房が備え付けられていない投票所の環境で、原則午前7時から午後8時の13時間にわたって投票事務の執行を監視することが求められ、身体的な負担が大きいと言える。地域における高齢化や人口減少もあいまって、このように過酷な業務である投票立会人の担い手不足が加速度的に進行し、投票所を十分に確保できず、投票環境の更なる悪化が今後一層懸念される。

選挙の公正を確保することを大前提としつつも、投票立会人をめぐる課題をどのように乗り越え、投票機会を今後持続可能な形で確保するか、引き続き十分な議論や模索が求められる。

（のうち しゅうた）